

クレスト法律事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町2丁目12-1

グレンパーク半蔵門802号

TEL: 03-3263-7182 FAX: 03-3263-7187

E-mail : office@crestlaw.ne.jp

連絡書

[送付先]FAX: 5216-6077 特定非営利活動法人消費者機構日本 理事長 芳賀唯史 殿 ご担当: 武田智直 様	[発信者] ■ 弁護士 伊藤芳朗 □ 弁護士 田代奈美
依頼者名: 医療法人社団翔友会	
用件: 2014年(平成26年)12月25日付「平成26年11月20日付「連絡書」に対する当機構の考え方及び再問合せ」に対する回答	
添付書類: なし	
日付: 平成27年2月6日	
返信: <input type="checkbox"/> 至急 <input checked="" type="checkbox"/> 要ご確認 <input type="checkbox"/> 乞ご返答	

標記の用件につき、下記のとおりご連絡申し上げます。ご査収のほど、宜しくお願い申し上げます。

記

1 第2に対する回答

平成27年3月2日に変更する予定です。

2 第3に対する回答

連絡書は、貴法人が記された行為を念頭に回答したものです。

3 第4に対する回答

約7万件もの診療録を「提供」するなど非現実的なことですし、患者の個人情報でもありますので、提供はお断りいたします。

4 第5に対する回答

クレスト法律事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町2丁目12-1

グレンパーク半蔵門802号

TEL: 03-3263-7182 FAX: 03-3263-7187

E-mail : office@crestlaw.ne.jp

第1段落については、特に基準はありません。医師による医学的判断です。

第2段落については、何ら誇大な表現とは考えません。指摘箇所を素直に読めば、「施術前」に十分なカウンセリングを行い、不安を解消するという意味ではないでしょうか。

第3段落については、「安心」を保障するという読み方はややこじつけに思います。一般人が読めば、通常は「安心して保障が受けられる制度」と読むのではないのでしょうか。

5 第6に対する回答

「切らない」が「切開しない」という意味であるという点は当職としては特に問題はないとは思いますが、確かに「手術不要です!」という表現には誤解を生じさせる恐れがあると思料します。現在、1項と同様本年3月2日に「手術不要」を削除する方向で検討します。

6 第7に対する回答

一般的に、非吸収性の糸は体内で異物反応（炎症や肉芽腫の形成など）が生じないような材質を用いています。これに対し、吸収性の糸は、体内に吸収させる過程でどうしても異物反応が生じます。そして、異物反応によって肉芽腫の一種である線維芽組織が形成されてしまいます。

吸収性の糸が体内で異物反応を起こすことによって、その周囲に線維芽組織が形成され、これが皮下で癒着を起こします。被告の施術は、この性質を逆に利用して、糸が吸収されても癒着した線維芽組織によって効果が持続させるという手技です。

吸収性の糸が異物反応を起こし、肉芽腫の一種である線維芽組織を形成することは、美容外科のみならず、一般医療でも医師は日常的に経験しています。

7 名誉毀損について

クレスト法律事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町2丁目12-1

グレスパーク半蔵門802号

TEL: 03-3263-7182 FAX: 03-3263-7187

E-mail : office@crestlaw.ne.jp

貴法人は、「殊更に貴法人の名誉毀損等を企図するものではありません。」と主張されますが、名誉毀損は「殊更に」「企図」しなければ成立しないものではありません。

現に、貴法人のホームページを訴訟上引用して、あたかも当法人が違法な記述を行っているかのように主張する患者も現れております。貴法人は、そのような「第三者」に利用させることを承知で、掲載を続けられるのだとすれば、その違法性は少なくないと思料します。

また、名誉毀損に該るかどうかは、少なくとも刑事的には貴法人に「名誉毀損に該らないこと」を立証しなければならないはずです。前回書面で、繰り返し貴法人に証拠の明示を要求したのも、そのためです。

いずれにせよ、このようなやり取りの間、ホームページ上に掲載を続けることによって結果的に当法人の名誉を棄損し続けていることは、貴法人が最終的には責任をお取りになるべき問題であると思料しますが、いかがでしょうか。

以上